



《診療の質》 薬剤管理指導料算定件数

＜項目解説＞

薬剤管理指導料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者さまの服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。薬剤管理指導料算定件数は、有効かつ安全な薬物療法が行われていることを表します。

＜当院の実績＞

【平成24年度】	4, 152件
【平成25年度】	3, 879件
【平成26年度】	3, 208件

＜当院の自己点検評価＞

薬剤管理指導(服薬指導)とは入院患者さまを対象として、調剤、(注射・麻薬などを含めた)医薬品管理、医薬品情報管理、薬歴管理、服薬指導などの薬剤師業務を総括したものです。

病院における薬剤師の職能が最も発揮できる業務であり、薬剤管理を行うことにより医薬品の適正使用、患者サービスの向上、チーム医療の充実などが考えられます。

当院では一般病棟を対象に専任の薬剤師を配置し、医療チームとしての連携を図るためカンファレンスへの参加や回診への同行、さらには各薬剤師の薬剤管理技術を高めるために定期的な症例検討会を行い、安全かつ有効な薬物治療を引続き提供していきます。

＜定義＞

「B008 薬剤管理指導料」診療報酬算定件数

＜算式＞

実数